

第1回休眠預金等活用審議会 議事録

1. 日時：平成29年5月22日（月）16:30～17:49

2. 場所：総理大臣官邸4階大会議室

3. 出席者：

（委員等）小宮山会長、飯嶋委員、飯盛委員、北地委員、野村委員、萩原委員、服部委員、程委員、宮本委員、小河専門委員、岸本専門委員、工藤専門委員、栗林専門委員、駒崎専門委員、白井専門委員、曾根原専門委員、経沢専門委員、宮城専門委員（御欠席：牧野委員）

（政府）菅官房長官、加藤内閣府特命担当大臣、石原副大臣、豊田大臣政務官
野上内官房副長官、杉田官房副長官、西川内閣府事務次官、武川内閣府審議官
松尾金融庁総務企画局参事官

（事務局）田和政策統括官（経済社会システム担当）、濱田休眠預金等活用担当室室長、岡本休眠預金等活用担当室参事官

4. 議事：

- （1）休眠預金等活用審議会の運営について
- （2）基本方針策定までの審議スケジュールについて
- （3）基本方針策定に向けた主要論点についての意見交換
- （4）ヒアリングの実施について
- （5）その他

5. 議事概要：

○濱田室長 それでは、定刻となりましたので、第1回休眠預金等活用審議会を開催させていただきます。

私、内閣府の担当室長の濱田でございます。よろしくお願いいたします。

会長が互選されるまでの間の議事進行を務めさせていただきます。

なお、本日の会議の内容などにつきまして、会議中にSNS等での発信をすることは、お控えいただきますように、あらかじめよろしくお願いいたします。

それでは、本審議会の初会合に当たりまして、本日、菅義偉内閣官房長官に御出席をいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思っております。

○菅内閣官房長官 第1回目の休眠預金等活用審議会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

第二次安倍内閣成立前の野党のころから、休眠預金を社会のために役に立てるべきではないか、こうした問題意識を持ち、この問題に取り組んできました。

官房長官就任後は、同僚議員に具体的な検討を委ね、その検討状況を見守ってまいりま

したが、関係皆様方の御努力によって、4年の歳月を経て、昨年12月に法律が成立をいたしました。

休眠預金等活用法は、国・地方公共団体が対応困難な社会の諸課題の解決に向けた民間のきめ細かな支援の後押しをしていく、このことを意図したものであり、民間の皆様における公益活動の担い手の育成や社会的課題の解決のための民間資金の一層の活用に向けた呼び水になることが期待をされます。そのため、民の力をいかに引き出せるかが重要であります。

このために、社会の諸課題の解決に向けて、民間の皆さんの知恵やノウハウが最大限発揮できる仕組みを構築されるよう、委員の皆様方におかれましては、充実した御審議をお願い申し上げます。

○濱田室長 ありがとうございます。

続きまして、加藤勝信内閣府特命担当大臣より、御挨拶をいただきます。

○加藤大臣 内閣府特命担当大臣の加藤勝信でございます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、また、わざわざ遠路からもおいでいただいた方もいらっしゃるようで、心から感謝を申し上げます。

休眠預金等活用法第16条に基本理念が定められておりますけれども、そこにおいては、人口減少、高齢化の進展といった経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会問題の諸課題の解決を図ることを目的として、休眠預金等が活用されるものとされております。

我が国が抱える社会的課題は、ますます多様化・複雑化しております。こうした中、従来の行政手法では、現場の実情に応じた機動的かつ柔軟な対応が難しくなる中、休眠預金の効果的な活用により、こうした課題の解決に向けた民間の取り組みを支援していく、このことは、我が国の生活の質や水準を維持する上でも、極めて重要であると考えております。

他方、御承知のように、休眠預金は、国民の貴重な預金を原資とするものであります。その制度設計及び活用に係るあらゆるプロセスにおいて、透明性を確保するとともに、休眠預金の活用により、社会的課題が具体的にどのように解決されたのかといった成果を明らかにし、説明責任を果たしていくことが、本制度に対する国民の皆さんの理解と信頼を得る上で、不可欠であると考えております。

後ほど御説明いたしますが、休眠預金等交付金に係る資金が実際に活用されるまでには、約2年半程度の時間がございますが、具体的な制度構築に向けて議論すべき点は、非常に多岐にわたっているところであります。

委員、専門委員の皆様におかれましては、まずは来年の春目途に、基本方針の策定に向け、集中的な御議論をお願いしたいと考えております。御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○濱田室長 ありがとうございます。

冒頭のカメラ撮りは終了をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○濱田室長 菅内閣官房長官は、所用のため、ここで退室をされると伺っております。

(菅内閣官房長官退室)

○濱田室長 それでは、議事に先立ちまして、委員及び専門委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

本審議会の委員、専門委員の名簿は、資料1として、皆様のお手元にお配りしております。資料1の名簿に沿いまして、委員、専門委員の順で、50音順に御紹介をさせていただきますと思います。

まずは委員の御紹介をいたします。

飯嶋大三委員。

続きまして、飯盛義徳委員。

続きまして、北地達明委員。

続きまして、小宮山宏委員。

続きまして、野村修也委員。

続きまして、萩原なつ子委員。

続きまして、服部篤子委員。

続きまして、程近智委員。

続きまして、宮本みち子委員。

なお、牧野光朗委員は、所用により、本日は御欠席でございます。

次に、専門委員の皆様を御紹介いたします。

小河光治専門委員。

続きまして、岸本幸子専門委員。

続きまして、工藤啓専門委員。

続きまして、栗林知絵子専門委員。

続きまして、駒崎弘樹専門委員。

続きまして、白井智子専門委員。

続きまして、曾根原久司専門委員。

続きまして、経沢香保子専門委員。

続きまして、宮城治男専門委員。

以上でございます。

また、休眠預金等活用審議会令第2条第1項では、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されておりますけれども、以上のとおり、本日は、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事「1. 休眠預金等活用審議会の運営について」でございます。

まずは会長の互選を行いたいと思います。

法律の第39条第1項の規定により、会長を委員の互選により、決定いただきます。どなたか御推薦はございませんでしょうか。

北地委員、お願いいたします。

○北地委員 この休眠預金の眼目でもあることで、若者の育成と教育ということにずっと携わっておられまして、サステイナブルな社会づくりを現在も御尽力なさっています小宮山委員が最適だと思っております。

○濱田室長 ありがとうございます。

どうぞ。

○萩原委員 私も小宮山先生が会長としてふさわしいと思うので、御推薦させていただきます。よろしくお願いいたします。

○濱田室長 ありがとうございます。

そのほかにごございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

北地委員、萩原委員より、小宮山委員を会長にとの御発言がありました。委員の皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○濱田室長 ありがとうございます。

それでは、小宮山宏委員に休眠預金等活用審議会会長に御就任をいただくことになりました。

小宮山会長、一言、御挨拶をお願いいたします。

○会長(小宮山委員) どうもありがとうございます。小宮山でございます。

今、官房長官、加藤大臣から御発言がございましたように、非常に重要な審議会でございますので、難しい件も多々含んでいると思いますので、委員の皆さん方、ぜひ御協力をいただいて、よい案をつくりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○濱田室長 ありがとうございます。

この後の議事進行は、小宮山会長にお願いをいたします。

○会長(小宮山委員) それでは、休眠預金等活用法第39条第3項の規定によりまして、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理するとなっております。会長代理を指名させていただきます。

程委員にお願いしたいと存じますが、お受けいただきますでしょうか。

○程委員 お受けします。

○会長(小宮山委員) ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

早速、議事に入りたいと思います。

休眠預金等活用審議会運営規則(案)及び休眠預金等活用審議会参加規程(案)について、お諮りをします。

休眠預金等活用法第16条第3項では、休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、これが預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるよう配慮されるとともに、その活用の透明性の確保が図られなければならないと規定されております。当審議会での審議に当たっても、多様な意見の適切な反映や審議過程の透明性の確保を図ることが重要と考えます。

これを踏まえ、事務局より、運営規則（案）及び参加規程（案）の説明をお願いいたします。

○濱田室長 それでは、資料2をお願いいたします。運営規則（案）をかいつまんで、御説明いたします。

第2条をごらんいただきますと、第2条では、会長が必要と認めるときには、電話会議システムを利用した出席を含めるものとする、決めさせていただければと思います。

第4条の第1項をごらんいただきますと、会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させることは原則できませんが、会長が必要と認めるときには、代理人の出席、発言を認めることができるという規定を書かせていただいております。

第5条には、書面による議事を例外として可能とする規定を置かせていただいております。

第6条、公表の問題で、先ほど会長からございました、審議の透明性という意味で、非常に大事だと思いますが、この点は、原則として公表をいたしますが、3項にございますように、会長が必要と認めるとき、正当な理由があるときには、一部を非公表とすることができるという規定を置かせていただいております。

これに関しまして、動画の中継を行うことにしたいということで、報告でございます。この審議の状況を速やかに公開するという観点から、議事録の公表に加えまして、毎回、動画を収録させていただきまして、後日、原則として、会議の翌日には、動画を速やかに内閣府ホームページに公表させていただければと思っておりますので、御承知おきいただければと思います。

続きまして、資料3でございます。審議参加規程（案）でございます。

このお諮りをする趣旨は、この法律の国会審議の過程でも、いわゆる利益相反に当たる事案が懸念をされるということで、それに対しての対策をしっかりとるようとの御指摘がございます。それを踏まえてのことでございます。

この規程は、薬事・食品衛生審議会の薬事分科会におきまして、いわゆる新薬の承認でございますとか、評価などを行う際に、利害関係者である事業者との関係等をあらかじめ明らかにしていくという目的から、なされているものでありまして、それに倣った形での御提案をさせていただければと思います。

まず資料3の第1条でございますが、所属団体等に関する申告でございまして、原則、任命された日から起算して3年以内に所属していた団体についての役職と、第2項にございますが、実際に動き出すのは先になりますけれども、休眠預金の活用が始まりましたら、その休眠預金の活用にかかわります、あるいはこれを受給いたします団体との関係は、よ

り詳細に申告をいただくということでございます。

第2条でございますように、これら以外にも、中立性・公正性に疑義を生じる事由については、あらかじめ御申告をいただいて、公表させていただくということでございます。

第3条でございますが、この申告等によりまして、特別の利害関係を有すると審議会が判断した委員に関しましては、当該審議事項の審議及び議決に加わることができないという規定を入れさせていただいているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長（小宮山委員） 委員の皆様の御異議がなければ、休眠預金等活用審議会運営規則及び休眠預金等活用審議会参加規程につきまして、原案のとおり、決定いたしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○会長（小宮山委員） よろしいでしょうか。

それでは、原案のとおり、決定いたします。

議事2に進みます。

「2. 基本方針策定までの審議スケジュールについて」2019年秋ころの休眠預金活用に向けて、基本方針を来年2018年の春ころに策定することを目指し、審議を効率的に進めていく必要があります。

資料5にありますとおり、審議を進めてはいかがかと考えますが、委員の皆様はいかが考えますでしょうか。御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○会長（小宮山委員） それでは、このスケジュールを基本としつつ、審議状況に応じて、柔軟に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事「3. 基本方針策定に向けた主要論点についての意見交換」に入ります。

まずは基本方針で定めるべき事項について、事務局から御説明ください。

○濱田室長 事務局でございます。

資料6をごらんいただきたいと思っております。基本方針の構成のイメージ案という資料でございます。法律の18条2項に規定されております事項を列挙したものでございます。

全部で7点列挙されておりますが、1点目、資金の活用の意義及び目標、2点目が活用に関する基本的な事項ということでございます。

この基本方針は、法律の最初の見直し期限とされております、施行後、5年間を視野に置いた中期的な基本的な方針を定めるというものでございまして、1番にございますような活用の意義、何を目指していくかという目標とあわせまして、法律には、先ほど来、お話がございましたように、いわゆる子供・子育て、生活困窮者支援、地域活性化、この3分野の活動を支援していく。あるいはいつまでも休眠預金に依存するのではなくて、自立を促していく、革新的な手法の導入を促していくといった、基本理念がうたわれております。

最終的に、具体的にどのような事業を採択していくかということは、毎年度の基本計画、

あるいは事業計画の中で決めていくこととなりますけれども、そこに至ります前に、具体的にどのような分野の活動、あるいは社会的課題の解決を優先して目指していくのか、あるいは基本理念をどういう手法で具体化していくのかといった点が、基本的な事項の中心になるものと考えております。

3点目以降は、より実務的な事項でございます。3点目は、資料にありますように、民間公益活動促進業務、これは活用の要になります指定活用団体の業務のあり方に係るものでございます。

4点目は、指定活用団体の指定の基準及び手続の問題です。

5点目は、より実務的になりますが、毎年度、指定活用団体が作成します事業計画の認可の基準、手続です。

6点目は、先ほど来、お話が出ておりますように、成果を上げていくということが非常に大事になりますが、成果の評価の実施に係る事項です。

7点目は、その他ということになっております。

こういった基本方針をおおむね来年の春までに、策定をしないといけないということで、御議論いただければと思います。

以上でございます。

○会長（小宮山委員） ありがとうございます。

それでは、今、御説明いただいた基本方針を審議するに当たりまして、議論を効率的に進めるために、私のほうで、主要論点の案を整理いたしました。

資料7をごらんいただきたいと思います。

それぞれに対応しておりますが、「1. 法の基本理念の具体化」です。例えば自立した担い手の育成、補完的な資金供給により、民間公益活動に係る資金を調達できる環境整備の促進、大都市その他特定の地域に集中し過ぎないような配慮など、法第16条の基本理念に沿った形で具体化するために、どのような仕組みが求められるか。

特に休眠預金等に係る資金の活用が社会に対し、目に見える成果を生むようにするためには、例えばビジネスとしての成立可能性やイノベーションを伴う持続的発展性といった、どのような要素を備える必要があるかといった点です。

「2. 休眠預金活用により優先的に解決すべき社会課題」です。今、3分野及びそれに準ずるものといった形で、第17条に記載してございますが、我が国が抱える近年の社会的課題であって、かつ社会全体への波及効果が大きく、国民一般の利益の増進に資すると判断されたものであります。

当該分野において、法の基本理念を十分踏まえたものであって、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題として、向こう5年間、優先的に取り組むべき課題及び解決に向けた手法としては、具体的にどのようなものが想定されるかといったことです。

「3. 指定活用団体に求められる機能、ガバナンス／コンプライアンスの体制」です。ここら辺は重要な議論の論点になると思います。

次のページにまいります。「4. 指定活用団体の指定基準・手続」です。例えば計画の適正性、経理的及び技術的な基礎、役員、または、職員の構成等、法定事項を具体化するため、指定基準として、こういった事項を設定することが適切か、また、民間のアイデアを十分取り込んだ上で、指定基準を策定する必要があるのではないかとといった点です。

「5. 資金分配団体に求められる機能、ガバナンス／コンプライアンスの体制」です。

「6. 資金の活用の成果に係る評価の在り方と成果に係る目標に着目した助成・貸付・出資など、革新的な手法の開発の促進」といったことが主要な論点になると考えました。

本日と第2回審議会におきまして、この主要論点（案）につきまして、委員、専門委員の御意見をいただき、第3回の審議会において、基本方針策定に向けて、審議すべき論点を抽出したいと考えております。

本日は、主要論点の「1. 法の基本理念の具体化」「2. 休眠預金活用により優先的に解決すべき社会課題」を中心に、委員、専門委員より、御意見をいただきたいと思っております。

時間が60分弱で、19の方がおられますので、割り算をすると、簡単に答えが出ます。1人3分以内ということで、私は、砂時計を置くことが好きなのですが、内閣府ではあまりやらないということで、3分をあまりオーバーするようでしたら、私から申し上げたいと思っておりますので、第1回目ですので、できれば、皆さんから3分以内で御発言をいただこうと思っております。

御発言をいただく方は、これを立てて、御発言が終わったら倒すということにしましょうか。

それでは、よろしく願いいたします。御遠慮なくどうぞ。

○北地委員 この主要論点だけではなくて、全体にかかわることなのですが、私は、これまで公認会計士とファイナンス制度の整備、産学連携の進展、もう一点は、財団社団の公益認定の内閣府での委員をやっておりまして、この中から経験したことで、簡単にまとめております。

1は、目的を推進する仕組みをつくりながら、個々の案件の評価をやらなければいけない。つまり助成金なり、何らかの個々のヘルプをすることを想定して、全体の仕組みをつくっていくことを考えなければいけない。これがいつか民間の企業が行えるような領域に入っていけるものを目指していきたいということでもあります。

例えば社会課題として、企業の食材ロスがあるのですけれども、これと子供食堂をくっつけるというアイデアを出していきたい。プラスとプラスのものをつくってきたい。

2つ目に、会社ではないことということは、ゴーイングコンサーンの仕組みではないことなので、自己の存続維持を目的にしないような団体にやってほしいということです。あくまでも行う事業が目的であって、自分たちが食べるためにやるということではないということを目指してほしい。

3番目には、柔軟に民と民らしく、しかし、透明性は高くしなければいけないということが民と民のルールであります。これは、ファイナンスの世界でもそうですし、公益法人

もそうでした。第三者によるチェックであるとか、あるいはみんなに見えるようにして、お互いが天秤をさらして見ていくというものなのか、その辺は、まだ考えが及んでおりませんが、透明性は高くということは、絶対に必要なことです。

4番目に、会計士としては一番嫌な部分を見てきたことなのですが、善意がエゴに変わるポイントとその抑制ということが必要であります。善意がエゴといいますのは、トンネル会社を経由したり、私物化したり、本来の目的では買う必要のないものをどんどん買っていったりとか、あるいは規定をいきなり新設して、労務債務に計上されてしまう。退職金を設定されてしまったり、そういうところと合併をしたり、のっつるといいますか、乗っ取られるということがないようにしなければいけないのです。あとは、ストーリーと数字が不一致ということはよくございますので、やりたいことが皆さんに認めていただいた進捗で終わられているのかということを見ていきたいということです。

最後ですが、この活動には、民間からのプロボノが絶対に必要だと思っております。プロボノを積極的に集めるということと、適したプロボノの方です。適していない組み合わせというのは、往々にしてございますので、これをどのように周知して行って、御協力を集めていくのかということが課題だと思っております。

○会長（小宮山委員） ありがとうございます。

宮本委員、お願いいたします。

○宮本委員 配付させていただいている資料がございまして、5ページのところにあります。法の基本理念の具体化に関しまして、自立した担い手の育成ということに関連して、日ごろから感じていることについて、お話させていただきます。

現在、子ども・若者支援関係機関は、いろいろな活動をやっておりますが、その団体の苦悩は、事業の3要素であるところの人、場所、資金が継続できないという点にあります。行政の委託事業は、ほとんどが単年度から数年の事業で、継続契約の保障がありません。人材を育てること、特に20代から30代の人材に支援の専門家を採用して、教育訓練をするということが困難であります。

例えば大学を卒業して、その分野に入ってきて、やがて行き詰ってしまうという実態がございまして。支援事業は、人材が命ですが、職員の教育研修費をほとんど計上できない状態にあります。こうした課題を休眠預金活用によって、実現するというのをぜひやるべきではないかと思っております。

補助的な資金供給による民間公益活動にかかる資金を調達できる環境整備の促進となっておりますが、3点、指摘させていただきます。

子ども・若者支援に関連する国や地方自治体の委託事業は、資金の制約と事業目的に沿って、やれる範囲が厳しく規定されていて、現実のニーズに合致していても、切り捨てなければならないという状態があります。そこで、切り捨てざるを得ないが、重要性の高い部分を満たすために、この休眠預金を活用することを期待したいと思います。

2つ目には、国や地方自治体の事業を受託するというのではなく、団体みずからが地

域社会のニーズをくみ取り、創造しようとする事業計画に対して、積極的に助成することによって、現在の委託事業の問題点を克服することを期待したいと思います。

3点目は、縦割りの行政機関、行政施策を反映して、委託事業が行われていることが多いのが実態でありますけれども、地域における新しい課題の多くは、諸制度に横串を刺すことが必要なものが増えております。休眠預金は、行政では実施できにくい横串課題に対して、積極的に助成する性格を持ったものにしていくべきではないかと考えております。

以上でございます。

○会長（小宮山委員） ありがとうございます。

人材で創造する事業計画、横串課題といった大変重要な御指摘です。あと、終わったら、倒していただけますでしょうか。

服部さんが早かったのですか。萩原さんですか。

○萩原委員 よろしく願いいたします。

私も提出資料がございますが、主に1番、2番を今回はということですので、1番の成果のところからこの非常重要なポイントになってくるとは思いますけれども、成果を求めつつ、イノベーション、革新的な、実験的なということになりますと、短期的に見える成果と数年たってから出てくるものがあると思いますので、これを少し矛盾するところがあると思いますが、そのあたりの調整の仕方というのですか、何を成果とするのかということについて、しっかりと専門委員を含めての議論が必要になってくるとは思います。

そう言いますのは、私自身も民間の財団にいて、助成をしていたプログラムオフィサーの立場とすると、数年、10年後ぐらいに、あのときのお金は、このように社会的な課題の解決につながっていたのだということもありますので、そういうところをどのようにされていくのかということまで、大変重要になってくるだろうと思います。

ですので、ビジネスとしての可能性ということが非常に重要だと思いますけれども、そうではないものもたくさん社会にございますので、そういった活動に対して、どのように支援をしていくのか、あるいは新しいものを生み出していくシードマネーとして、貴重なみんなのお金をもとにして、どのような支援ができていくのかについて、議論していけることが重要だと思っております。

2番の社会課題でございますが、今回、3つの分野と決められておりますが、この3つの分野は、恐らく全てにつながっていくものであると思いますけれども、最初の5年ということでございますが、NPO法では17分野ということもございますので、そのあたりをどのように考えて、いろんな多様な分野に対して、応援できるようにしていくのか。この仕組みづくりというところが非常に重要になってくるとは思っております。

○会長（小宮山委員） そうですね。準ずるという表現も第4項にはありますので、そこら辺は、どこまでを課題と考えていくかというのは、大変重要な論点です。ありがとうございました。

○飯嶋委員 それでは、金融機関で、特に地域金融機関の観点から、お話をさせていただきたいと思います。

○会長（小宮山委員） きょうは、資料はございますか。

○飯嶋委員 資料はないです。すみません。

まず基本理念の具体化についてなのですが、この法の趣旨にのっとりまして、活動として、幅広い分野で利用できる仕組みにすることが必要だと思います。そのため、この制度を広く国民に周知するという政府広報活動というところと、今回の審議会の公表というところも含めまして、国民に理解をいただくような形がとればよろしいのではないかと思いますし、理解を得ないといけないと思っています。

また、休眠預金の発生というところが今後、大きくシステムがFinTech等の進展によりまして、スマホを経由したものとか、その辺がかなり進展していくと思われまので、今までのような発生状況というのは、なかなか望めないのではないかとこのところを懸念しているところでございます。したがって、中長期的な制度での運用のところを頭に入れて、例えば早いもの勝ちで、最初の2年間は使えた資金が次の年には使えなくなってしまうということがないように、中期的な観点を検討の中に入れていく必要があると考えております。

優先的な社会課題につきましては、地域でかなり違うと思いますので、各地域の課題を吸い上げる仕組みが必要と考えております。

私ども金融機関の目線からでは、3番目の地域の活性化というところで、今、事業者さんのお話の中で、地域の中小企業の雇用確保というところで、新卒者の確保でありますとか、若年労働者の定着に関する事業といったものが、こちらの行政と民間のちょうど谷間のようなところもございますので、そのような観点の議論を取り上げていって、進めていきたいと考えております。

繰り返しになってしまいますが、広報活動とも通じまして、休眠預金というものの存在が国民に広く知れ渡ったときに、活用にあわせまして、先ほど言いました発生というところがどのように動いていくのかということも、ある程度検討の段階で見ていく必要があるかと思えます。

ちなみに個別行の話ですけれども、私どもの銀行では、平成20年の頭のころは3割程度の払い出しだったのですが、今、5割まで払い出しがきております。皆さん、委員の方々も御経験があると思いますが、発生のボリュームゾーンというのは、30代から40代なのです。それが小口ということなので、大学進学や、就職に伴う転居で、手続の煩雑さ等も含めまして、住所変更しないまま、休眠預金してしまうということでございますので、その辺は、今後のFintech等の活用の中で、どういう動きになるのか、私どものほうでもわかれば、発信していきたいと思っています。どうぞよろしく申し上げます。

○会長（小宮山委員） 大変重要です。減るかもしれないという話ですね。ありがとうございます。

服部委員、お願いします。

○服部委員 一番最後の最後にできました。そちらを見ていただければと思います。細かくなってしましまして、申しわけないのですけれども、基本理念の具体化ということでしたので、16条を拝見しまして、そこで気になる論点を少なくとも7つ挙げさせていただきました。時間が来ましたら、教えていただければと思います。

7点なのですけれども、まず1項のところは、地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題というのは、一体どういうものなのか。実際は、多様な社会課題にいろんな税金は使われていることは、多々ありますので、どういうふうに解釈したらいいのかといったことです。

2番目が成果のことです。

それから、自立した担い手ということが2項で書かれています。この自立ということはどういうふうに解釈したらいいのかということです。

めぐりまして、補完するための資金の供給です。補完という考え方に対しまして、

3項になりますと、透明性ということが書かれてあります。

4項は、大都市とその他の地域ということでございます。

5項になりますと、革新的な手法というところがございまして、いずれも御議論させていただきたいと思います。

若干時間のある部分に関しまして、御説明させていただきたいと思います。それぞれの論点に関しまして、感じるところを書かせていただいています。

まず1番目ですけれども、ここに書かせていただいていますように、長年解決ができていないと解釈するのだと思いますが、一方で、単独で対応できないという社会課題が多くなっております。ですので、行政とNPO、市民団体、行政と株式会社、いろんな方法があると思いますので、単独ではないという意味合いを入れていきますと、非常に理解しやすくなってまいります。そういう意味では、NPOと行政との協働ということも、20年ぐらい議論しておりますので、何らかの貢献ができるのではないかと考えています。

社会の課題の現場に接点があるところ、そこから声が上がってきますけれども、それが社会の認識になる、施策になるというのは、かなり時間がかかってまいります。ですので、ここで何が5年優先の課題なのかということを決めてしまうというよりは、現場から自然に吸い上がってくると、それが緊急な社会課題なのだと思います。

成果は、ほかの先生方もおっしゃっているとおりですので、ゆっくり議論できる点ではないかと思っています。

3番目なのですけれども、自立した担い手となりますと、いつも経済的に自立すると思われてしましますが、一定の大きさになっても、まだまだ多くの手によって、その活動を支えていく必要が出てまいりますので、自立というのは、経済的だけではないと理解したほうがいいのではないかと考えております。

時間がきているようでございますので、ほかの数字は、また発言させていただきたいと

思っております。いろんな仕組みがまだまだ重要です。

○会長（小宮山委員） どうもありがとうございました。

程委員、お願いします。

○程委員 どうもありがとうございます。

私は、経済界やグローバルという視点で、この委員会に貢献できると思います。経済界による社会課題の解決というと、直接的にはあまり関係がないと思われるかもしれませんが、社会貢献の活動というのは、多くの企業でもここ5～6年、非常に活発になっております。

私どもも日本法人の社員数が約8,000人おりますが、そのうち年間で約2,000人がこういった社会貢献活動に参加し、先ほども触れられていましたプロボノという形などで、NPOなどと連携して社会課題の解決に取り組んでおります。

中でも重要と捉えておりますのは、社会システムにおいて、必ずしも経済的に合理的ではないけれども、野球で言えば「ポテンヒット」と言われるような、行政も民間も誰も取り組んでいない社会的課題がたくさんあるということです。そういった課題について、企業の視点、また参加している社員の視点も取り入れながら、複数のNPOと連携して、解決に向けた取り組みを続けています。今回、審議のインプットとしていきたいと思っております。

また、広く国民の満足度を上げると同時に、きちんと効果をはかり、リスクとリターンを何らかの法則のもと、判断していかなければいけないということです。施策として採用するものもあるし、諦めて対応できないというものがあると思っておりますが、リスクとリターンの判断基準について、単純に経済合理性だけではなく、しっかりとしたフレームワークをつくっていくということが非常に重要ではないかと思っております。

以上です。

○会長（小宮山委員） ありがとうございます。

専門委員の方も御遠慮なく、これをやってください。

飯盛委員からどうぞ。

○飯盛委員 実践を通じた地域づくりの研究、教育をしております。私は、その立場から申し上げます。

地域づくりにおいては、次々と自発的な新しい活動が立ち上がるということが求められます。地域づくりのいろいろな有名な事例を見渡しますと、最初は本当に小さな一歩であることに気がつきます。それから、多くの人たちを巻き込みながら広がっていくという特徴があります。

まずはとにかく第一歩を踏み出すことが大切で、そのためには、イノベーティブな、アーリーステージのような活動にも、資金的なこと以外でも何らかの支援ができないのかということを考えています。そして、この資金の活用がきっかけとなって、地域づくりの活動への参加者が増えて、さらに担い手が生まれて、いろんな活動が次々と立ち上がるような仕組みにもなれば良いと思っています。

そのためには、審査結果や審査プロセスの透明化、成果の測定はもちろんではございますが、事業のプロセス自体も可視化、共有化していくということが大切ではないかと考えています。

地域づくりは、成果がなかなか見えにくくて、さらに短い時間では成果を生み出すということは難しいものでございます。そのため、事業に寄り添う、伴走するような形で、一緒に考えたりすることも大事なのです。また、これらを評価する仕組みも重要です。重ねて申し上げますが、この資金の活用自体が新しい担い手を育むことにつながって、それが呼び水になって波及していくというダイナミックな広がりを期待しております。この資金が活用されているということ、事業の推進時に広く告知をしていくことが、多くの方々の関心を高めて、また、理解を深めていくことにつながっていくのではないかと考えております。

以上です。

○会長（小宮山委員） ありがとうございます。

駒崎さん、どうぞ。

○駒崎専門委員 駒崎です。

岸本専門委員、工藤専門委員、白井専門委員とともに、共同提案という形で、資料を作成させていただきましたので、詳細はそちらをごらんになっていただきたいのですけれども、議論における前提になるようなポイントを5つ挙げさせていただきたいと思っております。

1つ目は、イノベーション創出に向けた未来への投資として、活用していただきたいと思っています。法にも革新的なという言葉があるように、全国47都道府県一律にばらまいてというのではなく、イノベーション創出に向けた資金の提供として、使っていただきたいと思っております。

また、宮本委員もおっしゃったように、行政の委託などの単年度主義が横行しております。中長期的に事業を育てていくということができません。そうした従来、旧来の手法から脱却し、イノベーション創出に向けたチャレンジを支えるような形にさせていただきたいと思っております。

2つ目は、新しい社会モデルをつくるためのインキュベーション、孵化装置の役割を意識していただきたいと思っております。公的財源を投じるのは難しいけれども、社会にとって必要なモデルをつくっていくという挑戦を支えていただきたいと思っています。挑戦というのは、失敗はつきものです。一定のリスクが存在するということは、先ほど程委員もおっしゃいました。この一定のリスクを許容して、全ての事業が成功しないといかぬということではなくて、中には失敗するものもあるだろう、そうだけれども、いい挑戦だった、そういった視点を内包したシステムでやっていただきたいと思っております。

このインキュベーションに必要な経営支援や伴走支援、キャパシティービルディングなどと言われますけれども、そうしたものもきちんと支援できるような制度設計にすること

が必要です。すなわち、その事業にかかる費用だけでなく、バックオフィスの費用もきちんと見る。それによって、人が育っていくという視点も忘れてはいけないと思います。

3つ目、プロセス管理だけではなくて、成果指向で資金提供を行っていただきたいと思っています。私もNPO業界が長くて、13年ぐらいいますけれども、助成財団で、助成金をいただくと、いつも何にお金を使うのですかということ問われるのですが、それでどのぐらいの人を助けたのですかということ問われたことは一度もないのです。なぜ20万円文房具を買うと言っていたのに、5万しか使わないのですかと問い詰められることはあっても、どのように、どのぐらいの人を助けたのかということは、余り問われない。そのように、非常にプロセス管理というものが横行しています。

しかし、これは本質的ではありません。成果こそが問われるべきです。成果によって評価される。そして、評価が高いところがまた支援され、余り成果が出ていないところは、たとえ有名であったとしてもいかぬという形にするべきです。

4つ目です。これがこれまでの公的財源でやっていた行政の事業を穴埋めするという形で、休眠預金が使われないということをぜひお約束していただきたいと思っております。

5つ目、最後ですが、過去の踏襲ではなく、新たな担い手によって、この制度が運営されることを期待しております。指定活用団体は、従来のしがらみのあるような団体に指定するというのではなくて、新しく柔軟な新組織が前提にされることが必要ですし、指定活用団体から資金管理団体に資金が提供されますけれども、過度に管理的統制的になると、既存の補助金などとたいして変わらなくなってしまいますので、ある種イノベーションを付加するような、そうした資金にするためには、資金分配団体や現場団体が使いやすいように、一方的にお金をあげる、もらうという関係ではなく、応答的な関係を前提としていただきたいと思っております。

以上です。

○会長（小宮山委員） 共同提案ということで、よく練られております。ありがとうございます。

岸本さん、今のものに加えて、どうぞ。

○岸本専門委員 ありがとうございます。

共同提案に加えて、さらに少しペーパーを出させていただきました。

論点の1については、第一に、イノベーションの推進と、透明性の確保を両立させる仕組みが必要だと考えます。そのためには、まず、国民に対して開かれたシステムを構築する必要があるということを申し上げたいと思います。休眠預金等に係る資金の活用に関する法律概要の説明についている図の中には、預金者は記載されていますが、国民についての記載がありません。休眠預金で何が起きているかということを、国民に対して開いていくという考え方を徹底する必要があると思います。つまり管理的統制的な仕組みではなく、開かれたシステムを構築することで、透明性と、先駆的な活動の支援ということを両立していくべきではないかと感じております。

具体的には、仕組み全体を通じた透明性、情報開示の徹底というところで、例えば民間の財団では、公開審査ですとか、報告会を頻繁にやっております。そういった仕組みを資金分配団体をお願いすることもあるのではないかと。

また、Fail-Safeの装置をビルトインすることもあるでしょう。Fail-Safeとは失敗がないように何重にも防御するのではなく、失敗が出たときに柔軟かつ適切に対応する考え方です。イノベーションを推進しようとするときには、必ずリスクはあります。また失敗例も出てくると思います。それをがんじがらめに縛るのではなくて、失敗例が出てきてしまったら、それを第三者機関がチェックし、そこから学び、システムをよくしていくという考え方のほうが、適正なのではないかと考えます。

また国民全体に対するレポート、フィードバックの徹底が必要です。これは、仕組み、進捗、成果の公表でもありますし、そこで出てきた先駆的な仕組みをみんなで共有して、寄附をそこに集めていく、拡大・伝播の仕組み、呼びかけといった意味でのレポートも必要なのではないかと考えます。

第二に、ソーシャルセクターのインフラ形成の視点を入れていただきたいと考えます。担い手の育成とか、民間資金の調達、レバレッジの効いた資金にするとか、地域バランスといった法の目的を本当に実現しようとする、地域の資金分配団体、あるいは成果評価者、マネジメントの支援者、そうしたプレーヤーを育成することが必要となります。特に初期段階においては、これらのシステム整備の部分にもお金を使うという視点が必要ではないかと感じております。

論点2の、休眠預金の活用により優先的に解決すべき社会課題については、今まで皆様がおっしゃいましたように、縦割り行政のはざま、あるいは民間のソーシャルセクターがイノベティブな方法を提案しているところ、企業や地域社会など多様なセクターで協力できる領域があろうかと思っております。

さらに具体的な領域に絞りこむ際には、SDGsの考え方を国内取り組みに落とし、そういった議論をしている研究報告が幾つか出ております。No One Left Behind、あるいは介入がただのばらまきではなくて、構造改革に連なるような取り組みであるべきだといった視点でもって、課題が整理されておりますので、そういうものを参考にしてください。プラス、今、地方では、縮小社会、地域社会が崩壊するという問題が出ていますので、その視点を足したらどうかと思っております。

いずれにしても、こういった社会的な課題については、現場の声を吸い上げるということなくしては、絞り込んでいくことはできないと思っております。したがって、資金分配団体・活動団体、指定活用団体との応答的な関係性、提案の可能性を確保していただきたいと思っております。

以上です。

○会長（小宮山委員） ありがとうございます。

経沢さん、早く手を挙げられていたようで、ごめんなさい。

○経沢専門委員 経沢です。

こういった会議に参加させていただくのが不慣れなので、空気の読めないような発言や資料だったら、申しわけありません。

私は、休眠預金が未来を生むということをテーマに考えてきました。今までなかった財源ですので、非常にフレキシブルに、新しい挑戦ですとか、日本の未来をつくるという、既存の保護だけではないところに、提案ができるのではないかと考えております。

具体的には、子育て支援と新産業支援です。新産業支援に関しては、社会的ベンチャーの支援の仕組みを、どうやって国と民間がつながってつくっていくか、支援していただくのが望ましいのではないかと考えています。テーマとしては、少子化、女性活躍、一億総活躍全てを解決できるようなことがいいと思っています。

簡単に私の自己紹介をさせていただきますと、団塊ジュニアの生まれで、44歳なのですが、26歳で、自分で女性を支援するというテーマで起業して、17年ほど、経営者の仕事をやってきています。ですが、私自身も30代で3回、妊娠、出産をして、育児をしながら、たった1人で起業してから、100人規模のベンチャーまで会社を育てていく中で、一番大変だったのは、育児と仕事の両立、さらに女性社員が多かったので、そういう人たちの育児支援については、自分自身も深く考えてまいりました。

特に私は第一子が障がい児だったので、子供が生まれた瞬間、24時間介護という問題と、経営をどうやって両立するかということに向き合ったときに、保育園では賄えない部分で、個人的に周りに助けてもらう人を探すために、保育資格を持ったベビーシッターさんなどに個人的にお願いして、何とか両方を両立することができました。ですが、例えば障害を持っているお子さんのお母さんというのは、仕事をやめたり、家族の問題が非常に複雑になって、世間と隔絶されるという、非常に難しい状況に追い込まれているのが現実だと思います。

私は、そのときに、いつか自分をもっと経営者として成長したときに、子育てを両立するのが難しい人たちに、もっと気軽に、保育資格を持ったベビーシッターさんが安く使える仕組みがあったらいいのではないかと考えておまして、私の2回目の起業は、スマホで、1時間1,000円から、ベビーシッターさんが、Uberのようにすぐ呼べるというサービスを、今、行っています。自社の宣伝をするつもりで参ったわけではないのですが、資料には、そのことを書かせていただいています。

11ページなのですがすけれども、私が提案したいことの1つは、育児支援ということと、社会的ベンチャーの支援というものです。

1つ目の育児に関しては、日本は育児が充実してなくて、保育園というのは、非常に素晴らしい設備だと思いますし、私も2人目、3人目の子供は、保育園にお世話になりましたが、育児のイノベーションがあってもいいのではないかと、常に思っています。待機児童対策は、スピードが追いつかないので、補助的に活用する仕組みが必要だと思います。

最後にまとめたのですがすけれども、国家資格を持つ潜在保育士の方が80万人いて、この人

たちがフルで復帰できないのは、フルタイムで働けないからということなので、テンポラリーで、補完的なマッチングのような仕組みがあれば、日本の育児はもっと充実して、速度が上がるのではないかと思っているので、保育バウチャーのような形で、何か新しい予算が取れないかということです。

もう一つ、社会的ベンチャーの支援に関しては、民間と国の連携の仕組みが何かあれば、もっと民間のパワーをうまく使えるのではないかと思っています。

長くなりましたが、以上です。

○会長（小宮山委員） 曾根原専門委員、どうぞ。

○曾根原専門委員 資料7の「基本方針策定に向けた主要論点（案）」は、小宮山会長が提出されたものでしょうか。そちらの6点も拝見させていただきまして、私自身としては「1. 法の基本理念の具体化」の中の後半部分が、圧倒的に大事ではないか感じております。「特に、休眠預金等に係る資金の活用が社会に対し目に見える成果を生むためには、例えば、ビジネスとしての成立可能性やイノベーションを伴う持続的発展性など、どのような要素を備える必要があるか」。この点は、今回の法に限らず、公益分野の民間事業にとって、今、とても重要な課題だと感じております。

私自身は、農村の活性化といったことの支援を、全国の方々に行っているのですけれども、恐らくその分野のみならず、今回対象となっている3つの公益分野が、そういう局面に入っているのではないかと感じております。そんな中で、休眠預金といった、お金を資金支援の仕組みの中で活用するという法律ができ、資金支援の仕組みができ上がろうとしておりますけれども、先ほどの視点を実現するためには、お金の支援だけではなくて、人の支援といったことが、とても大切だろうと考えております。例えば人という経営資源の支援、サポートや人材育成といった点が欠かせないのだらうと思います。

間接的な人的支援というならば、資金支援とともに、アドバイザー、コンサルタントといった伴走型のやり方もあるのでしょうかし、直接的な人的支援ということであれば、起業家教育といったことも、あわせて考えるべきだろうと思います。しかし、この分野はイノベーションが必要だと思っていますので、イノベーションを伴う持続発展性を期待、あるいは実現できるような、法の理念を現実社会に実装することができる起業家のような人々を育成・輩出していくことができる仕組みを、資金支援の仕組みとともに、制度設計することを御提案したいと考えております。

以上でございます。

○会長（小宮山委員） ありがとうございます。

あと12分あって、ちょうど4人ですので、3分以内でちゃんとやっていただければ、大丈夫です。

工藤さん、お願いします。

○工藤専門委員 ありがとうございます。

駒崎専門委員らと出したものに加えまして、専門委員の1人としてということになります。

す。

1つは、法の理念の具体化の中に、フルコストリカバリー概念を入れていただきたい。管理費の扱いというのは、非常に議論になる部分だと思っております、特に行政の事業をやりますと、いわゆる経営運営に関する管理費が、初めから設計されていない部分がありまして、これは持続性を担保するにせよ、また、抜本的にやるにせよ、非常に足手まといといってしまうか、重い事業になります。無駄はもちろんだめなのですからけれども、出すべきところは、最低限出すということの合意が必要だろうと思います。

もう一つは、成果志向ではありますが、行政事業は、仕様書にがんじがらめになって、成果にたどり着く手前の段階で、やることを制限されることがかなり多くありますので、いかに自由度を高く、課題にアプローチできるかということと、しっかりとしたガバナンスのバランスというのは、どの委員も考えられていると思いますが、想像以上にガバナンス面を強めると、やることが全部既定された状態からスタートというのは、もう一度、申し上げたいと思います。

成果に関しましていうと、難しい問題に対して、いかに成果を出すかというプロセスも、どこかで成果の出やすい分野のほうに、案件が流れてしまいがちになるのではないかと考えまして、それに対して、私の分野からいいますと、家族や保証人がついている人、日本語ができる方、または申請書が書ける方、そういう方々が大前提となり、そうでない人たちは、課題として大変重い一方で、成果が出づらいということで、フォーカスから外れがちになるのではないかと思います。

詳細なイメージだけでいいますと、例えば住居、住宅問題でも、確かに全ての人が住宅を必要だと言っている一方で、未成年で、かつ児童養護施設退所者、少年院退院者など、親なり、身元引受人がいなければいけないほど、住宅へのハードルが確実に上がっていくということであつたりとか、最近は少しくローズアップされましたが、難民であつたり、日本人であっても、ルーツが外国にあり、御家族の方が日本語をお話することができないような案件ですと、今の行政の事業領域ではカバーしづらく、かつ、成果を前提とすると、意外と難しい、時間のかかるような案件が多いということで、イノベティブな手法によって成果は出すのですけれども、成果が出やすいところに、初めから目線がいかないように、気をつけていきたいと思っております。

最後に、新しい事業、プロジェクトが注目されやすいと思うのですけれども、既存の事業の中で、応能負担、受益者負担がある前提で、支援なり、就業なり、生活が支えられているものの中で、バウチャー的な取り組みというのは、行政ではなかなか進まない。かつ、もう一つ踏み込んでいいますと、バウチャーは出るのですけれども、施策に至るまでの交通費であるとか、実費負担の原則みたいなものが外れないがゆえに、ただで使えるけれども、そこまで行くことができないみたいなこともありますので、カバー領域というものは、ここでしっかりと議論していくべきだと思います。

以上です。

○会長（小宮山委員） 白井さん、どうぞ。

○白井専門委員 ありがとうございます。

共同提案を出させていただきました。先ほど駒崎専門委員から、ほぼ完璧な説明をしていただきましたので、その背景にあるものを、自己紹介を兼ねてお話しさせていただければと思います。

NPO法人トイボックスの代表をしております。日本で初めて公設民営型のフリースクール、いわゆる不登校の子供たちのための学校を、大阪府池田市教育委員会の委託という形で運営しています。また、東日本大震災の発災ときに、官邸で実施していました会議に参加していたという御縁から、福島県南相馬市に、発達障害を持つ子供たちを支援するセンターを開設・運営したり、あるいは内閣府が実施している子供の貧困の連鎖をとめる事業の実施団体として、放課後支援したり、そういった事業をしております。ほぼ全て、今までの制度のはざまに落ちていたニッチな事業でございます。

放置しておく、ますます大きな社会課題に発展してしまうという一方で、対象者の属性を見たときに、受益者負担が望みづらい分野でございます。そういった分野で、宮本先生にも御指摘いただいたとおり、財務的にも、人材的にも状況が厳しい中で、奮闘しているNPOもたくさんある一方で、おかしなお金の使い方をしているNPOも、残念ながらございまして、特に地方に行くと、NPOというだけで、怪しく見られるという経験をたくさんしてまいりました。

そういう意味で、ガバナンスもしっかりやらないといけない、そして、信頼性を確保するためには、コストがかかります。今、フルコストリカバリーという話がありましたけれども、ガバナンスと本業への集中が両立できる制度設計が急務だと考えています。今までは、本来事業が世の中の役に立っていても、各団体の基盤が脆弱であるがために、ガバナンス、コンプライアンスが後回しになってしまっている。逆にそこを頑張ろうとすると、本来事業が弱くなって、本末転倒になってしまう事例もたくさん見てまいりました。

そういう意味で、この機会を健全な社会的セクターを育成していくため、また、誰も排除することのない社会づくりのためのチャンスにしていかなければいけないと考えています。そのために、イノベーションがないところに、資金を投下することがないようにしないといけないということも、皆さんの御意見と共通だと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○会長（小宮山委員） ありがとうございます。

小河さん、どうぞ。

○小河専門委員 小河と申します。

長くあしなが育英会に勤務しておりまして、今はあすのぼという団体で、子供の貧困対策に取り組ませていただいております。

子供の貧困という観点からお話をしますと、今もニッチという部分がありましたけれども、子供支援の中でも、光の当たっているところと、そうでないところが、崖のようにな

っている。例えば生活保護を受けていらっしゃる方は、大変なのですけれども、生活保護の捕捉率が非常に低いという問題もあって、本来なら、生活保護を受けられるような家庭のお子さんのほうが、より大変な状況にいるということがあります。社会的養護の問題でも同じで、本来は施設に入れるような、大変な家庭のお子さんが出て、施設に入れた子は、それでも光が当たるのですが、家庭に放置されてしまう子が、いろんな事件に巻き込まれるケースも少なくないという部分があるかと思います。

そういう意味では、今回、こういう問題は、まさにそういう光の当たっていない子供たちに、どうやって光を与えるか。これは単に子供たちへの直接支援ということだけではなくて、間接的にそれを支える人たちも、そういう分野は非常に少ない。その分野の支援というのは、非常に弱くなっている部分も一方であります。生活保護ですと、ケースワーカーの方がついたりということがありますが、そういうこともない。具体例でいうと、そういうところだと思います。

何人の委員方もおっしゃられているように、国がやるべきことと、このお金でうまく活用することの切り分けもすごく大切で、本当にありがたいことに、子供の貧困分野に関しては、今、内閣府でも、子供の未来応援基金をつくっていただいて、NPOを支援していただいている分野があります。あるいは給付型の奨学金とか、ひとり親への児童扶養手当についても、多子加算ということで、つけていただくというような予算を、国にも一生懸命やっていますので、こういう分野と、そうではない、先ほど言ったような分野、どの分野が子供の支援の中で大切かということが、1つあると思います。

もう一点をいうと、今度、子供の貧困は、どこで線を引くかというのは、非常に難しい問題で、年収250万以下の子供だけ、光が当たればいいのかという問題ではなく、そういう部分でいえば、子供の普遍的な、ユニバーサルな支援も視野に入れた、そういう支援のあり方も当然必要になってくるのではないかと思います。

ありがとうございました。

○会長（小宮山委員）　ありがとうございました。

宮城専門委員、どうぞ。

○宮城専門委員　私は、連名で出された、イノベーション創出支援に資すべきだという点に大変共感するのですけれども、休眠預金という、税金ではない、味のある資金という今回の利点を最大限に活用した、戦略的投資につなげていくべきだということを思っています。

そういう意味では、個別の社会課題の重点領域を考えていくのも、とても大切だと思うのですけれども、1つには、社会課題が自立的に解決されていく社会の構造をどうつくっていくかということへの投資ということも、戦略的に意識すべきではないかと思っています。そういう社会的な基盤とか、エコシステムをどうつくっていくか。それは先ほど曾根原さんも言われた、新たな担い手の起業家、担い手育成ということも、とても大事でしょうし、評価だったり、財務基盤みたいなものを横串で支えていくような部分を、重点

領域としてあえて位置づけるということも、1つ考えるべきではないかと思っています。

もう一つは、資金を使うだけではなくて、活用していくという点を持った担い手を、資金配分団体にするということを意識していくべきではないかと思っています。要するに配分だけではなくて、時には、融資とか、投資という形で、減らない形の資金として活用されるのもいいかもしれませんし、さらには民間の新たな資金の呼び水になるようなことを意識した使い方を考えるべきではないか。そのためには、資金配分団体、コミットメントのある担い手が、高い自由度で提案ができる可能性をいかに担保するか。それは多少リスクをとった任せ方をすることにもなると思うのですけれども、その点について、意図的に向き合うべきではないかと思っています。

○会長（小宮山委員）　ありがとうございます。

最後になりました。野村委員、お願いします。

○野村委員　私は、専門がガバナンス、コンプライアンスですので、次回以降、御発言させていただくことになるかと思いますが、先ほどこちょっとお話がありましたように、最近、我々の分野では、過剰なコンプライアンスの問題点というのが、逆にクローズアップされています。単純に手続だけを強要しまして、アリバイづくりのような仕事がただ積み上がっていくというコンプライアンスに対して、反省が生じていますので、その点に関しては、業務に溶け込んだ過不足のないコンプライアンスについて発言をさせていただきたいと思っています。

成果の捉え方も、アウトプットではなくて、アウトカムで見ていくというのは、私もそういう方向だと思っています。

きょう、お話させていただきたいのは、16条の一番最初のところにあります、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の課題の解決というところです。ここは、非常に重要なポイントなのですが、これを考えるに当たって、この審議会のあり方と進め方について、2点だけお話をさせていただきたいと思います。

1点、課題を抽出するときには、行政を無視しないほうがいいと思っています。というのは、皆さん方の中には、行政が気づいていないことをやるということに情熱を傾けて取り組んでおられる若い方がたくさんいることは、よく承知しておりますけれども、行政も長年にわたって、社会の課題に対して応えようと思って、いろいろな課題の掘り起こしをやってきているわけです。言い換えれば、行政の対応が困難というのは課題発見が困難なのではなく、課題解決が困難なものも多いということです。そうなりますと、行政の中で、既にたくさんの課題が発見されているのだけれども、結局、自分たちでできることというのは、行政の間の連絡協議会をつくる程度で終わってしまっているという部分があるわけで、そこを拾うのが、1つはやり方として重要なのではないかと思います。自分たちの頭の中で、行政の気づいていないことを探す前に、あるいはそれと同時に、これまで皆さんの努力をしてきたけれども、うまくいっていないものはどこにあるのかということ、できれば、内閣府で、各省のこれまでの課題をきちんと整理していただいて、我々の中に

どういう課題があるのかということ、横串を刺して見せていただければというのが、1点、進め方でのお願いであります。

それから、行政との間で、コラボすべきところというのは、先ほどお話もあったのですが、社会的インフラの中で足りていないものがたくさんあるわけなのです。例えば空き家問題などをやりましょうという話になったときに、空き家の評価の仕方というのは、全く整っていませんので、結局、価値がある空き家も有効活用できないということがあります。この種のプロジェクトは、すでに国交省で進んでいます、仮に今後この審議会でも優先課題を見つけていく中で、行政にサポートしてもらいたい課題が見つかったときに、この審議会から各省にフィードバックしていくような、そういった道筋も御用意いただければ、大変ありがたいと思います。

せっかくいいアイデアで、やりたいという人がいても、社会的なインフラが整っていないために、頓挫しているものがあるのだとすれば、各省に戻して、それぞれの検討を促すということも必要だと思いますので、そのような形で、この審議会が有効活用されればいいと思っております。

○会長（小宮山委員） ありがとうございます。

時間内に大変いい御議論をいただき、あらかた重要なポイントは出たような気がします。

1つあるとすれば、伴走支援とか、透明性と皆さんがおっしゃっているものが、それに当たるのかもしれないのだけれども、入り口でどういうものを選ぶべきかということで、決める必要はもちろんあるわけですが、ずっと見ていく、評価をずっとやっていくことが必要だろう。リスクをとれとか、イノベーションということとは、裏表の関係で、重要なのではないかということをおもいました。

700億という金額と、そのもとが休眠預金であるという性質を皆さんお考えになって、大変いい御議論をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、全部聞いていただいて、加藤大臣から一言いただきたいと思っております。

○加藤大臣 ありがとうございます。

私が総括するわけではありませんので、全部には及びませんが、1つあるのは、課題をどうするかという話と一緒に、何人かの方から、担い手を育成していかねばいけないという視点があつたというのは、非常に印象的に受けとめさせていただきました。

また、休眠預金の発生状況はどうなっていくのかということで、これはやや中期的に、このお金を使うという観点からも、非常にいい論点なのだろうと思っております。

また、私どもの立場として、預金者というのは、国民ということも想定して使っている言葉だと思いますが、国民で単に預金を持っている人のみならず、国民全体が理解をしていくことが、逆に言うと、先ほど宮城さんがおっしゃったように、自立的解決ができる構造的な構築にもつながっていくのだろうと思っております。

その辺は、しっかりと認識をさせていただき、きょうは、ガバナンス、コンプライアンス

スの話もありましたけれども、次回以降、これをしっかりお詰めいただきながら、先ほど申し上げた、来年の春までには、基本方針をと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○会長（小宮山委員） 頑張らせていただきます。

それでは、次に、議事「4. ヒアリングの実施について」に移りたいと思います。

休眠預金等活用法では、休眠預金の活用に当たっては、多様な意見が適切に反映されるよう配慮されるべき旨、規定されておりました。基本方針の審議に当たっては、社会的課題の解決に取り組む現場の団体や有識者など、幅広い主体からヒアリングを実施することが重要であると考えます。きょうの皆さんの御意見もそうでした。

本日、ヒアリングの実施やその進め方につきまして、事務局で案を作成しておりますので、簡単に御説明ください。

○濱田室長 資料8をお願いいたします。

ただいま会長からお話があったとおりでございますが、上に書いてございますように、現場の団体、あるいは有識者等からのヒアリングは、7月から8月ぐらいの時期に、集中的に2～3回の審議会の会合を開催いただきまして、時間をいただきまして、実施してはどうかということでございます。

ヒアリングの対象としまして、現場の団体、資金の提供をしておるような団体、あるいは有識者の方でございます。

ヒアリング事項でございますが、本日の会長の論点ペーパーですと、1点目、2点目の問題になるかと思えます。法律の理念を踏まえまして、優先的に解決すべき社会課題は何か、また手法は何か。秋口までの議論の中で、休眠預金によります、支援の活動のイメージ、ないし手法のイメージをできるだけ具体化していくことが大事だと思いますので、そういった意味で、ヒアリングを行うことを御決定いただきまして、できましたら、委員、専門委員の皆様から、こういう方からヒアリングをすべしというような、御意見を頂戴できればというお願いでございます。よろしくをお願いいたします。

○会長（小宮山委員） 委員、専門委員におかれましては、ヒアリング先として、ぜひともお話を伺うべき団体や有識者等がございましたら、次回審議会までに、事務局まで御連絡いただくように、お願いいたします。

ヒアリングの進め方について、何か御意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上の方法で、第3回審議会以降、集中的にヒアリングを実施していきたいと思えます。

それでは、本日の議事は、全て終了いたします。

最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

○濱田室長 事務局でございます。

次回の会議の日程につきましては、追って、事務局から御連絡をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

なお、委員の皆様、専門委員の皆様の机の上に、基礎資料集というファイルを置いておると思いますが、恐縮ですが、これはお持ち帰りにならずに、机の上に置いて、御退室をいただければと思います。この資料は、全て内閣府のホームページに掲載をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○会長（小宮山委員） 以上で終わりでございます。どうもありがとうございました。